

「平成 26 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び「平成 25 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」の取りまとめに当たって

平成 27 年 1 月 9 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 岡 素之

1. 本日、当委員会は、平成 26 年度末に中期目標期間が終了する 12 の独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性を各主務大臣に対し指摘するとともに、平成 25 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての二次評価意見を、各府省の独立行政法人評価委員会等に通知しました。
2. 平成 26 年 6 月に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 66 号) が成立し、平成 27 年 4 月より新制度に移行することが予定されております。

新制度では、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下での P D C A サイクルを十分に機能させるため、総務大臣が策定した「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定) に基づき、主務大臣が目標を策定するとともに評価を行います。また、総務省に独立行政法人評価制度委員会が置かれ、主務大臣の目標策定等をチェックすることとなっております。

したがって、当委員会が取りまとめる「勧告の方向性」及び「二次評価意見」については、これが最後になります。

3. 今回の「勧告の方向性」では、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) の着実な実施を図る観点から様々な指摘を行っております。

また、「二次評価意見」では、明らかに不当な評定については見直しを求めるほか、府省評価委員会のこれまでの活動を総括し、来年度以降評価を担う主務大臣へ引き継ぐことを要請しております。

当委員会としては、これらの指摘が最大限に尊重され、適切な見直しが行われることによって、各法人の一層の適正、効果的かつ効率的な運営が図られるものと確信しております。

4. もとより、独立行政法人の適正、効果的かつ効率的な運営には、主務大臣及び主務省の担当部局の努力とともに、独立行政法人自らの主体的取組が不可欠です。すなわち、積極的なマネジメント改革に取り組むとともに、現場の職員一人一人が自発的に意識改革を行い、業務の改善を積み上げることにより、トップダウンの改革とボトムアップの改善とがあいまって、法人のパフォーマンスが更に向上されることを期待します。

5. 最後に、当委員会は、独立行政法人制度が導入されて以来14年にわたり、独立行政法人がその使命を的確に遂行し、国民に対して一層効率的で質の高い行政サービスを提供できるよう、積極的な評価活動を行ってまいりました。

その結果、法人の業務実績を明らかにしたうえで評価を行い、評価結果を業務改善に繋げていくというP D C Aサイクルが一定程度定着してきました。また、政府の独立行政法人改革の取組とも連携しつつ、事務・事業の改廃による法人の統廃合、不要資産の国庫返納、契約や職員の福利厚生経費の適正化、内部統制の充実・強化などについても一定の成果を得ることができたものと自負しております。

6. 今後は、P D C Aサイクルを一層強化する観点から、主務大臣自らが評価を行うことになりますが、評価の客觀性や政府全体としての整合性を確保するためには、公正かつ中立的な立場から不斷にチェックしていくことが

不可欠であります。

来年度から新たに発足する独立行政法人評価制度委員会が、当委員会の評価活動実績を活用し、十全にチェック機能を果たしていくことを期待します。

以上